

手配旅行

(取引条件説明書面兼申込書兼契約書面)

ご旅行条件

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社が、お客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 手配料金

- (1) 当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、[旅行業務取扱料金表](#)に記載の料金を申し受けます。
- (2) お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の手配料金を支払わなければなりません。

3. 契約の申込、契約の成立

- (1) 契約を申し込もうとするお客様は、別紙の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- (2) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受領した時に成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約書面に記載します。
- (4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

4. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更する事があります。
- (2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、[旅行業務取扱料金表](#)に記載の変更手続料金を支払わなければなりません。

5. 契約の解除

- (1) お客様が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - ① 第2項に掲げる手配料金
 - ② お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用
 - ③ お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
 - ④ 前号の旅行サービスの手配の取消に係る[旅行業務取扱料金表](#)に記載の取消料金
- (2) 当社の責に帰すべき事由により手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。
- (3) 前号により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は、収受した旅行代金からお客様が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

6. 当社による契約の解除

- (1) 当社は、お客様が第5項の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は契約を解除することがあります。
- (2) 前号により契約が解除されたときはお客様は前項(1)の料金を当社に支払わなければなりません。

7. 旅行代金の変更

旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金等の改訂、為替相場の変更があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

8. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数のお客様（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」という。）が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合は、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。
- (2) 当社は、申込金の支払を受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約責任者に交付する契約書面に記載します。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 当社は、契約責任者から求めにより[旅行業務取扱料金表](#)記載の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は、原則として、責任を負いません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (ウ) 日本若しくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制若しくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延、運送機関の不通、旅行サービス提供機関の争議行為又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害の発生日から、国内旅行にあつては14日以内、海外旅行にあつては21日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。

11. お客様の責任

当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

12. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行の部）に定めるところによります。